

定期預金「輝き」 お取扱要領

1. 定期預金の種類

通帳式、利払式自動継続スーパー定期 <単利型> (総合口座は不可)
※自由金利型定期預金 (M型)

2. 対象者

個人の方 (個人事業主の方も含みます。)

3. 預入期間

1年

4. 預入金額

1口：20万円以上 1,000万円以内
お一人さま：1,000万円以内

5. 適用利率

(1) 預入時

Aプラン 新たな資金によりお預入いただいた場合のプラン <適用条件> 下記①②のすべてを満たすこと	店頭表示利率+年0.100%
Bプラン Aプラン対象者が年金受取を当金庫にご指定いただいた場合のプラン <適用条件> 下記①②③のすべてを満たすこと	店頭表示利率+年0.225%
Cプラン 当金庫と初めてお取引いただいた場合、又は退職金・相続資金を原資としてお預入いただいた場合のプラン <適用条件> 下記①②④のすべてを満たすこと	店頭表示利率+年0.225%
Dプラン Cプラン対象者が年金受取を当金庫にご指定いただいた場合のプラン <適用条件> 下記①②③④のすべてを満たすこと	店頭表示利率+年0.350%

<適用条件>

- ①預入店舗に利息入金口座 (普通預金) があること
※本商品預入時の同時作成も可とします。
- ②新たな資金 [現金、振込、当金庫流動性預金 (普通預金・貯蓄預金等)・定期積金満期金からの振替] によるお預入であること
※当金庫定期預金からの預替は対象外とします。
- ③預入時、新たに対象となる年金の受取を当金庫にご指定いただくこと (年金受取指定金融機関を当金庫へ変更手続された方又は当金庫を年金受取指定金融機関として裁定請求書を提出された方)

※対象となる年金は、本人名義の公的年金及び企業年金とします。また、家族名義等の場合や、個人年金の場合は対象外とします。

※年金の受取を当金庫にご指定いただいたことが分かる資料をご提示いただきます。

④次のいずれかを満たすこと

- ・令和6年4月1日以降に当金庫と初めてお取引（預金口座開設）いただいた方
- ・受取後1年以内の退職金を預入原資とする方
※退職日及び退職金受取額を確認できる資料（「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座の入金履歴」等）をご提示いただきます。
- ・相続手続完了後1年以内の相続預金等を預入原資とする方
※相続預金等とは、本商品契約者が法定相続人として取得した、相続預金、保険金、有価証券・不動産の換金代金等とします。
※当金庫で相続手続を受けた場合を除き、確認資料（相続預金等が振り込まれた預金通帳、他金融機関における相続預金払戻請求書等のお客さま控え、遺産分割協議書の写し等）をご提示いただきます。

(2) 満期到来後の自動継続時

①1回目及び2回目の自動継続時

継続日における店頭表示利率+上記(1)預入時の各プランに応じた上乗せ利率を適用します。

②3回目以降の自動継続時

継続日における店頭表示利率を適用します（利率の上乗せはありません。）。

※1口の預入金額が1,000万円の場合でも、スーパー定期での自動継続とします。

(3) 中途解約時

預入期間に応じた中途解約利率を適用します。

6. 利息支払

満期日に指定預金口座に入金します。

7. 取扱期間

令和6年5月7日（火）～ 令和6年9月30日（月）

8. 募集総額

100億円

※取扱期間に関わらず、募集総額に達しましたら取扱いを終了します。

9. その他

- (1) 預金利息には、復興特別所得税を含め税率20.315%（国税：15.315%、地方税：5%）の税金（分離課税）がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は非課税となります。
- (2) 取扱期間中においても、市場金利動向により適用利率等の条件を変更する場合がございます。なお、この場合、店頭並びに当金庫ホームページ上でお知らせします。
- (3) 本商品のお取扱要領や預金商品の規定集は、当金庫ホームページにてご確認いただけます。

以上

（令和6年5月7日現在）